

# アジアゴルフツアーリズムコンベンション 2021 コンサルティング業務委託企画提案 競技実施要領

## 1 目的

日本初開催となるアジアゴルフツアーリズムコンベンション 2021 の実施にあたり、コンベンションの企画運営に専門的な知識、経験を有する民間事業者等に業務委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するもの。

## 2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から公募により本業務に関する企画提案を受け、実行委員会において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

## 3 委託業務の概要

- (1) 業務名 アジアゴルフツアーリズムコンベンション 2021 コンサルティング業務委託
- (2) 業務内容 「アジアゴルフツアーリズムコンベンション 2021 コンサルティング業務委託仕様書」による

## 4 参加資格

本提案競技に参加することができる者は、一の法人又は本件業務委託受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下、連合体という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。なお、連合体での参加の場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、実行委員会との契約の当事者は当該代表者とする。

### <法人>

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 宮崎県競争入札資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」の者、又はこの業務委託と同様、同規模以上の業務の実績を有する者
- (3) 法令違反等による処分が継続していない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でない者
- (7) 県税に未納がない者
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者

### <連合体>

- (1) 上記法人の（1）から（8）に示す要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであること
- (2) 連合体を構成する者のいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと

## 5 委託費用（委託上限額）

14,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 委託期間

契約締結日から令和3年7月31日まで

## 7 日程

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1)実施公告          | 令和2年8月14日（金）     |
| (2)参加申込期限        | 令和2年8月24日（月）午後5時 |
| (3)質問書受付期限       | 令和2年8月26日（水）午後5時 |
| (4)企画提案書等提出期限    | 令和2年8月31日（月）午後5時 |
| (5)審査（プレゼンテーション） | 令和2年9月3日（木）（予定）  |
| (6)審査結果通知        | 令和2年9月上旬         |

## 8 事務局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

アジアゴルフツーリズムコンベンション2021 実行委員会事務局

（宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課海外誘致・MICE担当）

電話 0985-26-7530 FAX 0985-26-7327

E-mail [kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp)

## 9 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加表明書」（様式1号）を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領8の場所
- (2) 提出期限 令和2年8月24日（月）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和2年8月24日（月）午後5時必着とする。）

## 10 質問及び回答

- (1) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵便とする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて事務局に到着の確認をすること。また、質問には様式2号を用いること。
- (2) 提出場所 本要領8の場所
- (3) 提出期限 令和2年8月26日（水）午後5時
- (4) 回答方法 質問者に対して質問受付日より原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

## 11 企画書等提出

- (1) 提出書類 下記①から⑦を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

① 企画提案競技参加申込書（様式3号）

※連合体の場合は（様式3-2号）も併せて提出すること

② 事業者概要（様式4号）

会社概要（既存のもので可）、法人等の定款、役員名簿を添付すること。

※連合体の場合は、連合体の構成員についても提出すること。

③ 企画提案書（様式任意）

④ 同種又は類似業務受注実績（様式5号）

同種又は類似業務とは、過去5年間（平成27年4月1日～令和2年3月31日）における、同種の業務を指す。

※連合体の場合は、連合体の構成員についても提出すること。

⑤ 委託業務実施体制（様式6号又は様式任意）

（業務上の協力事業者等があれば、その内容や体制も併せて記載）

⑥ 見積書及び見積明細書（様式任意）

ア 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。

イ 宛名は「アジアゴルフツーリズムコンベンション2021 実行委員会 委員長 丸山裕太郎」とする。

⑦ 誓約書（様式7号）

## （2）企画書の提出方法

① 提出場所 本要領8の場所

② 提出期限 令和2年8月31日（月）午後5時

③ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）。なお送付の場合であっても、令和2年8月31日（月）午後5時必着とし、期限までに提出がなかった場合は辞退したものとする。

## （3）作成にあたっての留意点

① 応募する企画書は1案に限る。

② 企画書の提出部数は8部とし、うち1部は押印の上、提出すること。

③ 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

④ 企画提案書は次のとおりとする。

・原則としてA4版で作成すること。

## 12 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

### （1）審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

### （2）審査手順

提出された企画提案書及び見積書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、最も優れた提案を選定する。

日 時：令和2年9月3日（木）予定

場 所：宮崎県庁（新型コロナウイルス感染症の状況によりWeb会議システムにより実施する場合がある）

※日時、場所等の詳細は決まり次第担当者へ通知する。

### （3）審査基準

別紙「審査基準書」のとおり

### （4）選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

(5) 契約の締結等（契約締結候補者との協議）

審査結果をもとに最も優れた提案を行った提案者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとする。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。

13 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ①参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「4 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
  - ②提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
  - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (9) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。